

社会的周縁者の犯罪

H・シェーラー, シュプリンコルム
ミュンヘン大学法学部教授

土井, 政和
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/2029>

出版情報 : 法政研究. 62 (1), pp.115-153, 1995-08-07. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

社会的周縁者の犯罪

H・シューラー＝シュプリングホルム

土井政和訳

- 一 序論
- 二 社会的周縁者の犯罪
- 三 中間総括
- 四 貧しい貧困者
- 五 結論としてのテーゼ

一 序 論

一 「もし、警察の不審尋問中に彼の外套のポケットから鉄棒が落ちなかつたら、彼は、そこから逃れたかもしれない。三四歳の失業者であるトーマス・Mは、未明の午前三時一五分に身分証明書の提示を求められたが、病院の偽名診察券しか提示できなかった。嫌疑は深まり、警察官は、さらにトーマス・Mの外套のポケットから不審物を取り出した。それは、薬袋と医者の方箋であった。彼は、侵入盗の嫌疑により拘束された。そして、処方箋に示された医院では盗難の被害にあつていたことが判明した。トーマス・Mは、薬物依存者である」(南ドイツ新聞・一九九三年一月三日のミュンヘン最新事情)

失業者トーマス・Mは社会的周縁者か？

「一九八九年から一九九二年の三年間の重大薬物犯罪は、ドイツ人の人口一〇万人あたりドイツ人少年(一四歳から一七歳)では、一一五%増加し、また、ドイツ人年長少年(一八歳から二〇歳)では、八六%の増加を示した。外国人の少年においては、一三九%増加し、また、外国人年長少年では四四%の増加であった。全体的に見て、一九八九年から一九九二年の間に警察によって記録された薬物依存者の薬物取引犯罪は一八八%増加した。この数値に照らすと、薬物犯罪と薬物取引罪で有罪判決を受けた者の数が、少年行刑の中で三〇から四〇%になっているということも驚くには当たらない」(C. Pfeiffer, 1993, S. 9)

「受刑者総数(成人受刑者を含めた総数——著者)に占める薬物依存者の割合は、その間ほぼ二〇%増加した。女

性の受刑者においては、それは、ほぼ倍増した」(Krumusiek, 1992, S. 106)

わが国の刑務所は社会的周縁者で満ちているのか？

「一九九三年五月にビーレフェルトで、二人の年長少年と一人の少年が有罪判決を受けたが、それは、三人のイギリス兵士に暴行を加えたというものであった。彼ら兵士は、顎を砕かれ、頭蓋骨に重大な損傷を加えられ、二週間昏睡状態となった。主犯格の者は、『トランポリンの上でやるように』被害者の一人の上で飛び跳ねた。有罪判決を受けた者は、トルコ人であった」(Frehsee, 1993, S. 265)

暴力をふるった三人の外国人は社会的周縁者であるのか？

二 これらの引用からわれわれのテーマへの最初の接近が可能となろう。それらは、外国人および薬物依存者の犯罪行為を記述し、また行為者にとっての結果(刑務所収容)および被害者にとっての結果(重い頭部傷害、医院への侵入盗)に言及している。それによって、「薬物犯罪」や「外国人犯罪」についての以下の報告に対し何かを先取りしてはならない。しかし、薬物犯罪や外国人犯罪が「社会的周縁者の犯罪」についての例である、ということから出発することは許されよう。確かに社会的周縁者というテーマは、これらの例に限られるものではないが、いずれにせよ典型的な社会的周縁者による犯罪の事例といえる。われわれは、このテーマを扱うのに薬物犯罪者や外国人犯罪者がとくに適切であるかどうかを確かめるために、これら以外にどのような典型的な社会的周縁者の犯罪現象が存在するかを研究しなければならぬだろう。

同時に、始めに引用した事例から、『社会的周縁性』が何を意味しうるのかについて極めて一般的ないくつかの確

認を行うことが許されよう。すなわち、ここでは非常に具象的な概念が問題となる。社会的周縁者とは、周縁部にいる者、もちろん社会の周縁部にいる者である。社会は、この具体象の中では平面として、観念的には範囲として考えられている。さらに、周囲としての周縁とは、確かにまた範囲の最も外側の線でもある。周縁にいうことは、必然的に社会の多くの構成員の運命でもある。それゆえ、われわれは、その概念を耳にすると、すぐに、集団としての周縁者のことを考える。あるいは、より正確に言えば、これまで挙げた例が示しているように、社会的周縁者の多数の集団のことを考えるのである。この集団をより詳しく記述し、またお互いに区別することができれば、周縁性の具体象を同時に手にいれることになろう。ここでは社会のあらゆる下位集団（サブグループ）が問題になるが、その集団は、その共通のより詳しく定義された周縁という地位によって、まさしく『周縁集団』（辞書の見出し語の意味においても、Kerner, 1991, Hartfiel, 1972）となる。

三 この序論の最後に、一つの計算の遊びを試みよう。ここに直径が10mの一つの円を想定しよう。この円の面積は、周知の πr^2 の公式により78.5m²である。次に、周縁性を明確にするために、この円の中に第二の同心円を描こう。その直径は5%小さく、つまり9.5mである。この第二の円は、全体社会から周縁部分を引いた後の残余の部分となる。この新しい小さな円の面積は70.8m²となる。これは、大きな円よりも約10%小さい。つまり、直径が二〇分の一小さくなっただけで、内円の面積は約一〇分の一狭くなるということである。社会にとって周縁者の人数がどの位の多きになれば社会の存立基盤にとっての脅威となるか、が問われることになる (vgl. Kaiser, 1988, S. 571)。

二 社会的周縁者の犯罪

四 伝統的な方法論的視座からすると、このテーマを扱うのに二つの方法がある。周縁性を出発点とすると、『社会的周縁者の犯罪』の集合は、『周縁性』というメルクマールで想定されるものに規定される。これに対し、犯罪を出発点とすると、逆に、周縁性のいかなる集合が、また、いかにして周縁性が犯罪と関連するかという問題が意味をもつと考えられる(vgl. Lammek, 1980, S. 14)。しかし、われわれが日常行っているように、『周縁性』の中で本来何が理解されているのか、より正確に言えば、社会の一部の者がいかなるメルクマールによって『周縁者集団』と特徴づけられるのか(上述二)を明らかにすることが重要である。辞書的な定義では、次のように記述されている。

「周縁集団(Randgruppe)＝『中核的社会』の社会生活への関与の程度が小さいと認められる人々の緩やかな又は堅固な組織的集まり」(Hartfiel, 1972, S. 541)。

「周縁集団」という不明確なそしてほとんど定義づけることのできない概念によって、極めて相異なる社会現象が記述される。……共通しているのは、多くの周縁集団が社会的孤立のために社会生活への参加の機会が少ないことである。……社会的、政治的エリートは……周縁集団とは考えられないという事実は、社会的に不利な立場におかれている集団の物的な外見が周縁集団の地位を決定的に規定することを明らかにする」(Kerner, 1991, S. 273 (Feltas))。後に挙げた刑事学事典は、さらに、ドイツにおける周縁集団を例示している。

「前科をもつ者、障害者、外国人、社会扶助受給者、失業者、アルコール中毒者、知的・精神障害者、薬物依存者、売春婦、麻薬依存者、住所不定者、受刑者」(a. a. O., S. 247)。

内容的にほとんど一致するカタログはカイザーの大きな犯罪学教科書(1988, S. 576)にも見出だされる。しかし、このカタログは、ケルナーの後の事典の中で取り上げられた幾つかの集団を含んでいない(例えば、障害者)。そして、カイザーのカタログは、ケルナーの事典に含まれているもの以外に浮浪者やチゴイナーといった集団をあげている。

五 (東独の統合以前の) ドイツにおける集団分布についての部分的に全く意見を異にする評価と結びついたこのような例示を考慮して、ここではまず、幾つかの除外を行うことにする。除外されるのは、まず、あとで別に取り扱う外国人及び薬物依存者のグループである。ここでは治療薬依存者およびアルコール依存者(カイザーによれば一五〇万人、ケルナーによれば二〇〇万人)もまた薬物依存者(カイザーによれば五万人、ケルナーによれば一五万人)に数えられるし、また、『中毒犯罪者』として『薬物犯罪』のテーマに加えられる。また(身体)障害者に関しても疑問が浮かぶ。つまり、周縁集団の定義のメルクマール、すなわちケルナーによれば「社会生活への関与の小ささ」、また——より正確に——ハートフェルによれば「社会生活への関与の低水準」といったメルクマールがこの障害者にあてはまるのか疑問である。同じような論拠によれば、高齢者という世代も「中核社会」から排除される(たとえばケルナーの原著、二七三頁)。あるいは、一般的に児童(Kinder)や少年(Jugendliche)もそうなる。彼らを『周縁集団』に位置付けることなど、これまでまだ誰も考えてもみなかったことであるが、全体社会への量的な関与という理由だけみれば、そういうことになる(上述三)。

他方また、他の(犯罪学的に重要な)下位集団も除外されねばならない。それは、上に述べた引用からでてくる社会的周縁性についての二つの最も重要な定義メルクマールを満たしていないからである。すなわち、

——社会生活への関与の小ささ、そして、

——物質的な負因をもつこと、である。

これらの対極にあるのは、明らかに、今日『権力者の犯罪』として議論される全ての現象である。たとえば、経済犯罪者や環境犯罪者も、『周縁に立つ者』かもしれないが、彼らは、われわれのテーマには属さない。それは、国家機関に属する者の犯罪にも妥当する(汚職、拷問など、Frehsee, 1991 参照)。よく議論される組織犯罪に関しても、それが国家の権力構造の模倣として「国家の中の小さな国家」であるかぎり、『周縁集団の犯罪』の例とはいえない(それらは、犯罪組織の特定の構成員が、とりわけ末端の構成員が周縁集団の定義を満たしていることを排除するものではない)。

六 それでは誰が残るのか。上で述べた例示の中から残される周縁者は、三つの特徴的な集団にまとめることができるように思われる。

——精神病者あるいは知的障害者すなわち精神障害者や精神薄弱者など

——受刑者や前科を持つ者

——住所不定者や浮浪者、失業者その他の貧困者

大まかにまとめれば、第一のカテゴリーは、病気であるがゆえに社会的周縁者であり、第二のカテゴリーは、犯罪者であるがゆえに社会的周縁者であり、第三のカテゴリーは、貧困であるがゆえに社会的周縁者となっているように思われる。そこで、われわれは、この順序で、三つを一つ一つ詳しく見ていくことにしよう——ただそれに先立って、少し次のことを問題としよう。すなわち、カテゴリーの中で一致してあげられている売春婦(カイザーによれば、八〇万人、ケルナーによれば、二〇万人)は一体どこに属するのか、ということである。

七 社会的『集団』としての売春婦は、われわれが、以下において、たびたび出くわすことになる、周縁性の概念

的機能の一種の解体を示すよき例である。一見しただけでも、この場合に、果たして『周縁集団』が問題となるのか疑問が残るように思われる。すなわち、売春婦の集団は、おそらく実際に『社会的生活への関与』が欠けていることはないであろう。確かに、『世界で最も古い職業』の典型であるということを書いていられるならば、これは、皮肉に聞こえる（しかも、確かに男性にとつてのみ「興味をひく」着想でもある）。それにもかかわらず、売春婦に関しては、ずっと以前から専ら独身者の社会的必要性によって描かれ、従って、一貫して『中核的社会的』機能を果たしている。それゆえ、売春の実行は物質的に不利な状況とも必然的には結び付いていない（『高級売春婦』、コールガールなど）。売春婦が物質的な困窮状態にある場合には、確かに、（同衾）窃盗が、典型的な困窮脱出方法として現れることがある。しかし、この犯罪は、困窮と職業的に条件付けられた機会によって説明できるのであって、なんらかの売春婦としての社会的周縁性によって説明できるものではない。というのは、生活上重要な顧客からの窃盗が、職業的に有害かどうか疑問だからである。そして、他の売春関与者は、われわれのテーマに全く関係がない。売春幹旋業者は、実質的にやっていけるかどうか疑問があるからである（それゆえ、その可罰性は『実際に生活様式に対する伝統的な道徳的嫌忌があらわれている』場合のみであり、その理由から一九六八年刑法改正代案は確かにその処罰規定を削除しようとしたのである。代案五四頁以下参照）。そして、大規模な組織の構成員は、組織犯罪（vgl. Schwind, 1993, S. 416ff）、例えば、組織的な人身売買の遂行（Dern, 1991; Heine-Wiedemann, 1992）に属するから、本テーマに合わない。そして、売春婦の『本当の』犯罪としては、せいぜい、少年保護および公共の秩序に方向付けられた微罪禁止が残るだけであろう——しかし、それはわれわれの全体テーマにとって、実際に収穫のある成果をもたらさない。

八 それでは、精神病あるいは——精神薄弱の場合のように——その知的機能において障害を持つ者の周縁集団に

ついて検討しよう。広義の病理学が普及しているが、それは、周知の類型論において、いわゆる精神病質者、性的逸脱者、神経症患者を多かれ少なかれ隙間なく正常な国民の中に氾濫させている (vgl. Göppinger, 1980, S. 179-215)。まさにこの理由から、ここでは例示を限定することが必要である。そこで、いわば周縁集団の中核部分から、精神分裂病者 (die schizophränen Psychotiker) および精神薄弱者を取り上げよう。というのは、前者に関しては、『悪か狂気か (Bad or mad)』という問いは、われわれの経験的犯罪学よりも古いからである (Brauneck, 1961 S. 231)。そして、これまでの研究では、有罪判決を受けた者が (比較的一般的に——著者) 低い知的水準にあるというしばしば表明される推定が一般的に証明されているわけではないから (Eisenberg, 1990, S. 975)、実際の精神薄弱者も、周縁集団に特有の犯罪を示すことがありうるのである。

九 夭折した女性の犯罪学者、ヒルデ・カウフマンは、「精神病者が犯罪の実行に関与している事例の数はそれ程多くない」、しかし、他方、「とりわけ暴行を中心とするような行為が問題となる場合には、その数は優勢となる」と考えていた (H. Kaufmann, 1971, S. 170f)。『精神障害者の暴力行為』に関する古典的な著書としては、今日まで、ベーカーとヘフナー (Böker u. Häfner, 1973) の研究が重要である。彼らの研究は、殺人の故意をもつておこなわれた犯罪に限定しているが、それは、なかならず、この場合にはおそらく犯罪暗数は少ないであろう、というもつともと思われる理由からである。刑事被收容者の供述調査および証拠資料から集められたサンプルは、一〇年以上の期間に及び、五三三人の『精神病による暴力犯罪者』を含んでいる。方法としてとられたのは、有罪判決を受けた暴力犯罪者全体との比較、精神病の重要度の比較および精神病者で犯罪者でない者のサンプルとのグループ比較である。この研究の中心的結論として、やがて、精神障害者の危険性——それは、(未遂または既遂の) 故意殺人を行う蓋然性としていわれる——は、刑事責任年齢の国民の危険性を実質的に超えるものではない、ということが明らかに

なっていた。あるいは、また「精神病患者及び精神障害者は、全体として、周囲に対して暴力を振う高い危険性をもつものではない」(Böker u. Häfner, 1973, S. 234, 271) ことが指摘されるようになった。この胸を撫で下ろすような結論は、勿論、精神障害者全体、従って、精神薄弱、てんかん、老人性痴呆症などを含むすべての者の行為に関してのものである。その中で、精神分裂病者は、七つの重要な病名のうちの一つにすぎないが、確かに、五三三人の対象者の五三%を占めており、最大の下位集団を構成している (a. a. O., S. 79, 95)。そして、これについて、暴力行為者となる危険性、すなわち、一度精神分裂病にかかったものが暴力犯罪者となる蓋然性は、〇・〇五%の値になる。

「これは、精神分裂病患者一万人あたり五人の暴力犯罪者ということになる」(S. 96f.)。この危険性はまた、その他の精神病患者の同種の数値をも、また、一般犯罪統計の数値をもはるかに上回るものである。そして、ベーカーとヘフナーは、躁鬱病(興奮性)患者については、その危険値は(精神分裂病患者の——訳者)約一〇分の一であることを計算している。また、一般の犯罪統計の(かなり一定した)相関値はそれを明らかに下回っている(一九九一年…警察統計II一四、有罪者統計十一一、人口一〇万人あたり)。

(周知のようどこでも極めて小さな、vgl. Dörner u. Plog, 1990, S. 236) 精神分裂病の周縁集団は、従って、かなり高い暴力の危険性をもっていることになるが、確かに、ここでは特に難しい行為予測が問題となる (Böker u. Häfner, S. 81, 253f.)。この事実を正確に評価するためには、もちろん、さまざまな国の『殺人統計』と比較した場合に出てくる大きな相違に言及しておくべきである (Dörmann, in: Küne u. Miyazawa, 1991, S. 18f.)。誇張して述べれば、行われた故意の殺人罪のうち『健常者』の割合の高さ(例えばアメリカ)が高ければ、同時に、精神分裂病患者の全国民に対する危険性は必然的にそれだけ減少するであろう。

一〇 興味深いコントラストを示しているのは、精神薄弱者の周縁集団である。彼らの刑法に関わる行為一般に関

していえば、社会的に目立つ精神分裂病患者の場合よりもより大きな暗数があるということから出発することが許されよう。他方、(犯罪によっては) 健全な非行行為者の場合よりも暗数が小さいともいえる。それは、「精神薄弱者においては、まさしくその知的能力の低さのゆえに、健全者の場合よりも発見される危険性も高い」(Göppinger, 1980, S. 200) という事情によるものである。犯罪暗数についての発達遅滞者(Minderbegabte)の体系的研究について私は知らない(vgl. etwa Lannek, 1982, S. 66-79)。確かに、『精神薄弱』を定義付けようとする試みが絶えず揺れ動いていることを考えれば、そのような研究を行なうのは容易ではないであろう。それゆえ、精神薄弱者の全国民に対する(危険性の——訳者) 評価も大きく動揺しているのである(Göppinger, a.a.O.)。従って、以下の叙述は、(いつもあげられる)『臨床的な』精神薄弱の診断からでてくる犯罪学的認識に限定される。

精神薄弱者の最も際立った非行領域は、性犯罪である。道徳的犯罪に関して、一般人と比べて一〇から三〇倍の高い数値を示すことについての報告の中には、確かに、露出症にいたるまでのこの犯罪の様々なあらゆる形態が含まれている(Schwind, 1975, S. 445ff., 1986, S. 13)。次に続くのが、放火罪(一般よりも一〇倍以上多い)および身体、生命に対する行為(一般の二倍以上、Schwind, a.a.O.)である。しかし、後者を——多数の身体障害を除いて——ベーカーとヘーファーが把握した、生命に対する故意の攻撃に限定すれば、精神薄弱者の『暴力行為者としての危険』は、確かにほとんど『通常の水準』にまで下がる。同じことを、この二人の研究者は非精神分裂病患者に対しても見出だしていた(相関値六、a.a.O. S. 97f. 及び上述九)。

この結論は、突飛なものでもドラマティックなものでもない。とりわけ、多数の性犯罪は、『精神薄弱の』人達が、特に異性と交際しようとする場合に取り組みねばならない様々な接触の機会の少なさによって説明できる。そして、精神薄弱の行為者においては様々に火の色が変わっていく夢想犯罪(Phantasiedelikt)である(Schwind,

1975, S. 450) 放火罪ですら、一般的にそれが増加していく場合(例えば、経済不況が保険金詐欺の目的による放火を増大させる場合)でも、減少していく。

一一 精神的・知的障害者の犯罪についてのこの二つの例は、以下の学説を引き出すのに十分である。この周縁集団の犯罪は、確かに、量的にも質的にも一般の犯罪現象とは異なっている。しかし、この違いは、明らかに、患者が社会的周縁に位置付けられることに関係しているというよりもそれぞれの病気の種類に関係している。それゆえ、『社会的周縁者の犯罪』というこの論文のテーマの力点が犯罪の条件としての社会的周縁性を追求することにあるとするならば、『病気の犯罪者』の場合には徒労に終わることになる。

一二 さらに、この結論は、現実起こる『事例』は通常はるかにより複雑な諸関係をもっているということによって重要性を失う。これについては二つの例だけ示そう。一九九〇年春、バイエルンで、何件かの放火事件が起こり、その件で三三歳の男性が責任を問われた。IQ七二および精神薄弱者のさまざまなフラストレーションからもたらされる攻撃的な人格構造において、あらゆることが十分に合致するように思われた。しかし、対象者は、一五年前から多数の他の犯罪行為を行っており、それについて有罪判決を受けていた。さらに、彼は、何度にもわたる自殺未遂を経験していた。おそらくは、アルコール問題とそれに加えて病理的脳波異常も……。もうひとつは、強姦と児童虐待で以前責任を問われたことのある同年齢の男が、ついに、常習的ヘロイン使用で起訴された。この薬物依存はすでに(もともと偏倚性)分裂病から発展していったことが鑑定において明らかにされた。

一三 この二つの事例は、さらに、『受刑者と前科を持つ者』という周縁集団のカテゴリーに関係づけられよう(上述、四、六)。そこで、次に、この議論に移ろう。確かにこれはすぐに袋小路に入ってしまう。というのは、受刑者および前科をもつ者は、『犯罪者』であり、そして、周縁集団の犯罪についての問題は、ここでは、犯罪行為者の

処罰適応性の問題となるからである。従って、その点で、われわれのテーマ『社会的周縁者だから犯罪者か?』(上述一)の問題関心からいえば、『犯罪者だから犯罪者』という以外のことは出てこない!

一四 これは、もちろん遺憾なことである。というのは、まさにこのグループは、その他の点では、一般的な周縁性の基準に十分に合致するからである(上述五)。前科をもつ者、受刑者および処分執行により拘禁された者は、確かに、多かれ少なかれ、社会生活への関与について際立った負因をもっており、『集団』として)物的にも不利な立場にあるといわねばならないからである。しかし、そこから生まれる『犯罪者であるから周縁者』(上述六)という帰結は、別のよく知られたプロセス、すなわち、犯罪化による周縁化を表現するものに他ならない。

刑法は境界設定機能をもつということは、争う余地のない、しかも明白なことである。社会が、いかなる(確かに被害者にも向けられた)境界設定の利益を刑事立法によって追求しているかはここではこれ以上述べられない。いずれにせよ、刑法は、一様には『適用され(streuen)』ない。結局は『利益Bereicherung』を目的とする日常犯罪においては、乗り合いバスの無賃乗車の可罰性にいたるまで濃厚な密度の規制が支配しているが、いわゆる大規模犯罪(Megakriminalität, Schüler-Springorum, 1991, S. 235ff)においてはそのような空気は薄くなる。刑罰威嚇による行為の抽象的犯罪化は、刑罰によって、人間の具体的犯罪化となる。犯罪行為者を極端な形で社会の境界の外へ排除する刑務所は、受刑者の社会的周縁性を外見上も象徴している(施設は、そもそも、都市の周縁部にみられることが多い)。高い(少年行刑においてはもっと高い)累犯率は、特別予防的な逆生産を示すものであり、同時に行刑という事業が周縁化を生産していることを示すものでもある。

しかし、同じことは、ある程度刑事手続的処理が後退していく中で、犯罪行為の司法的『処理』のより早い段階においても示されている。保護観察の対象者、すなわち、社会的周縁者の定義における『前科のあるもの』および『監

獄へ一步踏み出したもの』は、同じく、最も外側の周縁部、すなわち罪を負った者の『帝国 Reich』にきわめて近いところにいるのである。彼らは、きまって特に失業やその他同様の克服すべき生活問題にさらされている。有罪判決を受けたその他の者は、すでにそのような地位のみによって周縁部に押しやられるのであり、その犯罪的経歴においてさらにもう一步先に押し進められるように思われる (vgl. Quensel 1970)。いかなる刑事判決も『前科ある者』を作り出すがゆえに、手続きからの回避——ダイヴァージョン——が思い付かれた。それは、ドイツでは（なかならず合法性原則によって）とりわけ少年刑法の中で活況を呈した。このような情況に特徴的なことだが、この手続き的実務を推奨する最も重要な根拠付けは以下のようになされている。

「ダイヴァージョンは刑事政策的に責任をもちうるものであり、また有望なものであるということは、それに関する研究によって証明されている。その研究は、一致して、特別予防的観点において公式の処理（＝処罰、著者）が非公式の処理に優れているとはいえない、という結論に至っている。行為および行為者グループを比較すると……通常、手続きの打切りによる累犯率は有罪判決によるそれよりも高くない」（Heinz, 1993, S. 359）。

この引用文に表現されているダイヴァージョンの結論は、われわれのテーマにとって重要である。ハインツは、慎重に、累犯率は『高くない』と語っており、『低い』とは述べていない。反問として思い浮かぶのは、それでは何故われわれは最終的な有罪判決を伴う手続きの続行に代わるものを任意に選択することができないのか、ということである。例えば、手続きの打切りは経費や時間を節約するという理由だけなのか？ 影響力をもって運用されるダイヴァージョンは、経費も時間もかかる（少年裁判所法四五条、四七条、刑事訴訟法一五三条、一五三a条）。しかし、記帳されるべきは、（回避される）犯罪のレベルでは同点だとしても、執行や行刑にいたるまで手続きをさらに進めた場合に伴う周縁化が回避されることである。このように考えると、前科のある者および受刑者は、ほかなら

ぬ手続きによる犯罪者の社会的周縁化として説明できる。

一五 この節の小括はすぐに次のようになされよう。『受刑者および前科のある者』の地位を社会的周縁者のグループに位置づけることは、犯罪化の最終段階が同時に社会的周縁性の究極的刻印でもある (Eisenberg, 1990, S. 517ff, 531f.) ことを教える。これは確かに、何ら新しい知見ではない。しかし、刑事政策は、その点で新しい根拠づけを迫られている。すなわち、ダイヴァージョンに適している——かなり軽微な——諸事例において、手続を継続することによって、確かに犯罪の危険性が無条件に増大するとはいえないが、社会的周縁化の危険は増大するという場合に、そのような手続の継続がいかにして正当化されるのか？

一六 第三に (しかも最後に) 取り上げられるグループは、もちろん浮浪者、住所不定者 (Berber)、失業者などである。ただ、前もって注意しておかねば見落としてしまうテーマがある。それは、ドイツで最近多くの不安を呼び起こしている、極右過激派的背景をもった犯罪行為である。そして、『政治的過激派グループ』は、キューネと宮沢の、日本における犯罪と犯罪闘争についての著作においても『周縁集団の犯罪』の一例として出ている (1991, S. 199ff, 205ff)。

これまで、ドイツの刑事司法は、多かれ少なかれ、もっぱら赤軍派のテロ行為を契機として政治的過激派に関わってきた。しかし、当時の『赤軍派の時代』について、その現象を『周縁集団の犯罪』というテーマに位置づけることは疑問のように思われる。というのは、われわれがこれまでここで用いてきた周縁性の基準が明らかに誤ってとらえられることになるからである。また、そもそも、社会的周縁性というイメージは、自ら『周縁』に移っていった、そして社会を『根底』から覆すために組織されたそのような集団に適合するのであろうか？

このように考えると、赤軍派のテロリストたちには、かえって、相異なる社会的生活様式の間を移動する者として

とらえる『社会的周縁の側にいる者』というレッテルの方が適合するであろう。あるいは、敵対的なアウトサイダー（『マージナルマン』、vgl. Hartfiel, 1972, S. 542）であり、あるいは、『日常的に用いられているものとは異なる新しい反応形式』（Eisenberg, 1990, S. 97）の革新者（Innovator）である。別の例としては、犯罪化された薬物依存行為（Drogenszene）と自己統制的な使用との間で一種の二重生活を送ろうとする薬物依存者があげられよう（W. Schneider, 1994）。

ドイツで数年前から広がり始めた極右的背景をもった犯罪の背後には、別の『行為者類型』が見られる。それは、一見して、物質的な欠乏状態と社会生活からの疎外によって特徴付けられており、それゆえ大いに関連性をもつように思われる（上述五）。新しい犯罪の発展について、またたく間に多くのことが記述され、公表され、議論された。これらから明らかになった認識と思考の現状は、さしあたり、次のように要約できよう。

一七 犯罪行為：明らかに刑法が政治的過激派に対抗するための構成要件（犯罪的あるいはテロ的な団体の結成、人種的憎悪への煽動および唆し、場合によっては、騒擾行為および国家権力に対する反抗など）は、背後にしりぞいている。赤軍派タイプの調達犯罪（銀行強盗、自動車窃盗）あるいは誘拐は、もはや特徴的ではない。中心的なのは、身体生命に対する攻撃および故意の放火である。この攻撃は、まったく被害者が特定されている。すなわち、例えば、パンク、同性愛者、障害者、浮浪者などのより弱い他の周縁集団に向けられているが、他方で、とりわけ、住居に火のついたものを投げ入れられたという点では、もっぱら外国人が被害者となっている。したがって、殺人未遂および既遂、そしてあらゆる形態の身体への傷害が、それぞれの行為に対する非難の重点となっている。

一八 行為者：行為者は、男性で、しかも若者である。上述の構成要件の領域では一般的にほとんど若者のみが実行行為者となっている（被疑者の九六・三%：Renschmidt, 1993a, S. 31）ということとは不思議ではないであろう

(日本に関しては、Kersten, 1993a 参照)。赤軍派のテロリスト(それに関し、Katoh, 1993)とは対照的に、右翼過激派の背後にも男性の支配領域がある。

この点について、一九九三年一月二七日のフランクフルター・ルンドschau紙のドキュメントは、政治学研究などとは異なり、極右主義は男性特有の現象ではなく、『むしろ』女性特有の衝突状況も極右的な方向性を促進すると報告している。しかし、おそらく、そのような方向性(『教会、台所、子ども』)をもつとしても、それは、犯罪的な暴力へ関与することはないであろう。

性別よりも重要なのは、もちろん若者が行為者であることだと思われる。ほとんどが一四才から二一才で、したがって少年裁判所の管轄権に入る。たいていの者が、刑事責任を負わない。この理由から——ふたたびまた——『新しい少年暴力』が議論の中心になっている。この標題の中には、しかし、どうみても多くの発展の糸が束ねられているように思われる。一方では、ますます若年化している行為者による暴力行使の(とりわけ質的な)昂進が観察される。この現象は、周縁集団に特有のものではなく(『前科をもつ者および受刑者』についてもそうであるかもしれない)、一般的な犯罪学のテーマである(vgl. Remschmidt, 1993a, 1993b)。他方では、最も大規模な犯罪(たとえばロストック、メルン、ゾーリンゲンであったような放火殺人)に責任を負っているのは、まさに、若き極右過激派なのである。

一九 興味をひくのは——確かにあらゆる領域の『新しい少年暴力』において——ますます多くの論者がこの関連でマスメディアの役割に関心をもつようになってきているということである。自分の解説を加える代わりに、若干の意見を引用しておこう。

「暴力は、頭の中と言葉で始まる。毎日メディアによって暴力の描写をたつぷりと与えられる者は、その意識の中

で暴力が大きな領域を占めるようになる。……少年の暴力犯罪は彼らがテレビで見たとおりに実行されていることが観察される」(Renschmidt, 1993a, S. 31, 32 = 一般的少年暴力)。

「メディアは(少年ギャング団に対する)不安を形成するのに寄与しているが、それは、不安を生み出すことではできない。おそらくは、……男性犯罪と結びついた不安や魅惑は、男らしさの理解の特別な側面と関係しているのである」(Kersten, in: FS Schüler-Springorum, 1993, S. 354 = 拡張された諸側面)。

「メディアにおける暴力描写と暴力の現実の増加との間に関係があることの学問的証明を期待する社会は、まったく現実ばなれしている。」(P. Schneider, 1993, S. 273 = 極右過激派少年暴力: vgl. Frehsee, 1993, S. 269)。

二〇 解釈: 最近のドイツの極右過激派について驚かされ、また驚いていることは、まさに彼らが刑法的にとりわけ少年犯罪として鎮圧されていることである。政治的回答は、まず何よりも、少年裁判権に対する綱領的な攻撃であった。法律および実務は強化されねばならない、自由剝奪制裁が拡張されねばならない、一八才から二一才の年齢グループはできる限り成人刑法によって制裁されねばならない、と。政治的に方向付けられた少年暴力の『原因』をめぐる広範な議論の対立は、CDU/CSUの刑事政策的綱領についての激しい論争を背景としている。というのは、この現象の根拠についてのより詳細な表象なくしては、根拠のある反対提案は展開できないからである。行為の中に表明されているのは、本当に政治的動機なのであるか? 極右的な意識はどこから生じているのであろうか? 外国人排撃はどこから生じているのであろうか? スキンヘッズ(スキンズ)はすべて極右過激派なのであろうか? われわれは、すべての問題を東西ドイツの統合によるものとしなければならぬのであろうか?

(これらについては、DVJJ-Journal 1993にある多数の論文を参照、また例えば、DJI 1993のそれぞれに多くの資料がある)

最後の問題から始めよう。その答えは、(その他の点でもたいていそうであるように)肯定でも否定でも答えられない。正確には、場合によりけりである。見落とすことができないのは、時期を同じくして起こっていることである。一九八九—一九九〇年の政治的転換の直後、極右的な動機をもった暴力行為の数は、『普通の動機によるもの』を何倍も超える数を示していた。

一九八九〥 二八四 (そのうち外国人に対して敵対的なもの 一四六)

一九九〇〥 二九八 (〥 一五二)

一九九一〥 一四八三 (〥 一二五五)

一九九二〥 二二二二 (〥 一九八〇) …一九九二年一月二〇日まで

東独との関係を示す事情として、ボン政府は、この時期、五つの新しいラントに、統計的に相当数の難民申請者を割り当てることを始めた。そのために、この五つのラントに現れた、とにかく受け入れるべき『外国人』の数が突然急増した。東側の国民は、彼ら自身多くの新しい困窮状態に直面していたが、かつての全能的な国家が、突然、その国民ではなく、難民の面倒を見るのに掛りきりになるのを見た。それゆえ——いずれにせよ一九九一年と一九九二年の両年に——暴力行為が、うつつうしい季節の始まる九月から一〇月の時期に増えている(そして一九九二年一月から周知の『光の鎖』による抗議デモが行われた)のは偶然ではないであろう。

それにもかかわらず、『極右過激派少年暴力』を主として東ドイツの若者のせいにしてしようとするならば、それは、半分の真実にもあたらないであろう。というのも、東ドイツの若者のせいだとすると、たいていの被害者は以前の東ドイツ領域内の難民ということになるに違いないからである。しかし、実際には、西側は量的にも質的にも少なからず責任を負っているものであり、また、実際、大きな影響を与えた西側での襲撃事件(メレンとゾーリンゲン)におい

でも、死亡した被害者は、ドイツ住民の中に統合されていたトルコ人の女性や子どもであった。しかし、これらの事件においても、行為者が極右的な方向性をもっていることは否定できなかった。したがって、とりわけ少年には、ドイツの東西対立の間に広がった新しい過激主義的可能性が存在するに違いない。

二一 この可能性の広がりおよび発生事情に関しては、長らく大きな混乱があった。人々が、新聞で、関与者はまったく『通常の』少年たち、すなわち他の点では社会的に一般に見られる目立たない同胞（行為者はわれわれの中にいる！）であると読んだとしても、その後すぐに、彼らは、われわれの社会の『文化的最低規準』を脅かすものとして記述され、人々が彼らについてさらに頭を痛めることになる前に、初めから拘禁されるべきものとされたのである（P. Schneider, 1993, S. 271）。そのうち、この点についても、切り札は区別することであるという見解が主張された。その際、とりわけ重要なのは、極右的方向性と極右的組織を区別することである、と。極右過激派の（たとえば、人種主義的、ネオナチの）組織がどの程度再建されているかは、まだ十分には明らかにされていない。しかし、いずれにせよ、暴力的な活動は（これまで）そのような組織によって操作されていたとは思われない。たまたまそうでないとしても、この組織はとにかく刑法的な関わりをもっていない。

「多くの場所で、組織された極右集団が、……スキンヘッズに行動を起こすように仕向けたことは明らかにされているが、その場合でも自らが表に現れることはない。組織された者は、極めて抜け目なく、そのような危険を伴う形で自らを人目にさらそうとはしていない」（Frehsee, 1993, S. 266）。

（それゆえむしろ「愚かな」若い行為者について、再び中心的な疑問として出てくるのは、極右的な心情と表に現れた暴力との関係についての問題である。政治的な方向性に関して、東側ラントについての研究は、西側ラントよりも『外国人』の暴力的排撃を基本的に承認することに対してより多くの疑念をもっていたことを明らかにした（参

照、例えば、Hoffmann-Lange u.a. 及び Schubarth, in DJI, 1993; Sessar, 1993, S. 116)。むしろ、一九九〇年以降の、市民に過大な要求をし、失望を招き、混乱をもたらした根本的な社会的変化が、外国人の暴力的排撃についての理解を容易にする。「アノミーの状況を作り出す者は、たとえぼろぼろになっても驚いてはならない！」(Breyman, 1993, S. 29)。

二二 確かにそうである……にもかかわらず、暴力的な心情と暴力的な行為の間に直接的な(ある程度直線的な)関係があるとする、犯罪統計は、西側でも、そしてまさに東側でももつと悪いものになっているに違いない(Hoffmann-Lange, a.a.O., S. 112; Lannek, 1993, S. 104)。したがって、暴力行為を促進する気分の第一歩には、政治的な方向性とは異なる他の要因が共に作用しているに違いない。この平凡な確認によって、われわれは、再び、犯罪学の解釈における『多要因論 (Die multifaktoriellen Geflechte)』についての論争の渦中に踏み込むことになる。この関連においてよく引用されるハイトマイヤー (Heitmeyer, 1992) のビーレフェルト政治的極端主義研究 (Bielefelder Extremismus-Studie) が、早まって「役に立たない過剰な概念 (Überdosis von Begriffsballaststoffen)」(Kersten 1993b) ——とりわけ経験的基礎との関係において——を混ぜ合わせてしまったということは、現象そのものが、多層的で、まだ十分に研究されていない混合状態であることを示している (Lannek, 1993)。それにもかかわらず、今日、二つの点で、人はどのようにして暴力行為を促進する気分への第一歩を(恐らく)表象することができるのか、について語ることができる。極右過激派の話し振りや振る舞いの中に暴力行為を促進する気分が現れている場合には、政治的要素は、外見上とりわけ挑発的機能を果たす。例えば、スキンヘッズは、ナチのシンボルと極右過激派のレトリックで飾りつけをしているが、『政治家』を演じようとしているのではなく、目的のための手段としてそのようなものを利用しているのである。あるいは、ナチの装飾は暴力支配を肯定するものである

ことを予感しつつも、彼らは、政治的態度としては暴力についての彼らの心情を隠しているのである。また、そもそも暴力に対する『心情』(Sinnen)とは何であろうか？ ここには、確かに、合理的な計画というよりも作用に対する感情的な刺激がある。初めは、暴力を求める快感が、次には、暴力による快感が、『体験』という行為価値へと進ませる(二つについては、Schumann, 1993)。このように見てくると、集団的な暴行を受けた外国人は、何らかの政治的な計算というよりも、そのような快感の獲得のためにその被害者となったということになる。

実際その通りなのであろうか？ おそらく全くその通りというわけではなからう。若い行為者たちの感じていることを記述したものの中に繰り返し出てくる特徴的な言葉がある。それは、憎しみ(Hass)である。それはまた、極めて感情的な概念である。若い人々は、明らかに、周縁にいたるまで、この感情で一杯である。彼らは、憎しみに満ちている。『憎しみに動機づけられた犯罪』、それは、他のラントからも聞こえてくる(Sessar, 1993, S. 117)。ただ、誰に対して、あるいは、何に対しての憎しみなのか？ 特徴的なことは、まず一般的でまた散漫な感情には方向性がない、そして、ついには『外国人』がいけにえとしてその感情の犠牲にされる、ということである(D. Drieschner, in "die Zeit" v. 6.8. 1993, 51)。例えば、チェコ人は、自分たちの国民について次のように記述している。

「外国人への憎しみはわが国にはない、それは、今日ではドイツの問題である。われわれは、ただ、自分の国の中に、チゴイナ、ポーランド人、ルーマニア人、ブルガリア人、ベトナム人、もちろんドイツ人、それから、ロシア人やウクライナ人をもちたいとは思わない」(vgl. M. Frank, Der Halbpegel steigt stündlich, in SZ v. 30. 12. 1993, S. 9)。

外国人に対する若いドイツ人の憎しみに関しては、少なくとも政治的な説明もできる。いわゆる政治的転換(Wende)によって、一六〇〇万人の東側の市民が連邦共和国の市民となった。しかし、東ドイツは、この四〇年

間、『悪しき西側』以外の敵像を許してこなかった。これほど長く抑圧されてきた者は、何らかの方法で自己を表現せざるをえなかったであろうか？ また、ドイツ連邦共和国は、一九九三年一〇月三日以来、ヨーロッパで最も人口の多い国となった。ドイツ人は「再び特別な人間となった」、政治家は、そのように市民に訴えかけた。これは、ドイツ人以外の者に対して新しい自己感情をもつことを許すことにならないのであろうか？ さらに政府は、一九九二年夏までに、難民に対する憲法上の基本権（基本法一六条II）を結局内容のないものにしてしまった。この国に入ってくるほとんどの難民申請者はこの基本権を保障されるにふさわしくない、という一九九二年夏以前の（政府による——訳者）大衆的啓発は、難民（＝外国人＝よそ者）が狩の対象として迫害を受ける者となったことに対して共同責任を負っているのである。

それにもかかわらず、狩人の憎しみは、基本的に方向性をもたない、しかも非合理なままである。いずれにせよ、被害者が外国人であることは、行為の表面上の中立化（正当化、免責）に役立つ。その行為の深層にある感情的な部分は、暴力の快感のみならず、火への快感にも現れている。燃えるものは、破壊されるだけでなく、真つ赤な炎にかわり、それから灰となる——そのようにして、灼熱の火が、脅威となった逃亡難民（Fluchtlinge）の『波』、『流れ』、『氾濫』を再び蒸発させることになる（vgl. Lamott, 1993; Cremer-Schäfer, 1993）。

三 中間 総括

二三 『極右過激派の政治的集団』の例は、なによりもまず、補論（上述一六）で取り上げたように、われわれの

社会的周縁性のテーマに関して、極めて例証的なものであることが明白になった。こうして、ドイツにおける極右過激派の若い暴力犯罪者が、字義通りに『該当する』最初の社会的集団であるように思われる。この集団の場合には、特別な『社会的周縁者の犯罪』についての問題が意義をもつ。精神病者の場合には、特別な犯罪が社会的周縁性によつてというよりも病気によつて条件づけられていると考えられる(上述一一)ため、これは該当しなかった。前科をもつ者および受刑者については、このテーマは、トートロギーに陥ることが明らかになった(上述一五)。これに對して、極右少年暴力は、実際、彼らの出自でもある社会的周縁性から生じているように見える。少なくとも、彼らの『社会的不統合 (soziale Deintegration)』(Heitmeyer, 1992) がこれまでの知見についての要を得た簡潔な公式として妥当しうる限りであるが。彼らの置かれた状況の客観的特徴と、主観面での、様々に傷つけられた自己感情——より正確には自尊心——は合致している。これはまた、——「政治的転換への回答としての少年暴力」についての報告も——『失われた安心感』からもたらされる。そして、それは、少年の行為を「無援助、将来の不安の表現として、また、方向性を失った抗議として」考えさせる (Breymann, 1993, S. 32)。

本当に方向性はないのか？ その通りである。というのは、若い犯罪行為者の場合には、明らかに、社会的周縁性に伴って現れる社会的方向性が欠如しているからである。そのことは、極右過激派の意識とは矛盾しない。彼らの極右過激主義が——組織されたネオナチとは反対に——(無援助状態を証明する) 代替的態度 (Ersatz-Attitude) であることが明らかになったとすれば、それは、あらゆる可能な機能をもつのであって、政治的な機能を果たすものではないからである(上述二二)。

二四 それにもかかわらず、まさしくこの行為者集団の疑似的な方向性は、彼らの社会的周縁性に関する疑問を提起する。これを説明するためには——これまで述べてこなかった——社会的周縁性の概念に属し、そして方向性に関

連する、さらに別の定義づけのためのメルクマールに言及しなければならない。それは、社会全体の規範と価値である。

「少数者が、……社会的周縁集団として見なされるのは、その価値と方向性が支配的規範と一致せず、そのために社会的諸関係が……大きく妨げられている場合である」(Kaiser, 1988, S. 547)。

「社会的周縁集団……一般的に拘束力をもつ社会——文化的価値と規範を承認するレベルの低さを認識させる人々の集まり」(Hartfiel, 1972, S. 541)。

これらの記述は、間違いなく、純粋な下位文化集団(Subkulturen)、すなわち、独自の、方向性をもった行為態度で生活し、そのことによつて、おそらくは多数文化と『文化的衝突』に陥ると思われるような社会的部分集団に致する。彼らは、「人種的、民族的少数者」にもあたる(Kühne & Miyazawa, 1991, S. 202ff)。ドイツでは、それは、たとえばシンチ、ローマやあるいは外国人集団にあたる。それゆえ、逸脱的方向性の問題は、一般に、『外国人犯罪』のテーマに譲る。特に、若き極右過激派暴力犯罪者については、上述の定義づけのためのメルクマールは、確かに、彼らがそもそも周縁集団ではない、ことへ導く。

極右過激派とは、『過激な右翼』であり、合法的な政治的思想傾向の『誇張した表現』である。しかし、その点で、ここで考察した行為者集団には、カイザーの引用文の中で要求されている規範的方向性からの逸脱も、また、ハートフィエルの定義づけのメルクマールである、一般的拘束力をもつ価値と規範の不承認ということも欠けている。極右的な特徴をもった犯罪の出現は、むしろ、基本的に規範や価値の承認からもたらされるのである。このことを、行為者自身、政治性を装った責任回避を必要としている点において意識している。わが国のこの行為者集団は、右翼的傾向を持つ国民の一部と意見が一致していることを確信しているのかもしれないし、最悪の場合、他の多くの

者が共に考えていることを事実上実行しているにすぎない先駆者と自らのことを考えているのかもしれない。この一致は、厳格さ、強固さ、指導性、征服を美德とする政治的にまた一貫した権限をもった国家・社会構想にまで及ぶ。

「際立っているのは、被害者に対してのみならず、自己自身の生存に関しても見られる生命の軽視である」（例えば、日本における政治的過激団体については、Kühne & Miyazawa, 1991, S. 205' また、Lammek, 1993, S. 106 参照）。

そして、この一致は、有罪判決を受けた事例においては監獄にまで及んでいる。極右過激派の収容者は、そこでは、実りある伝導の場をもち、そして新しい追従者を募ることに成功するのである (vgl. Weiss, 1993)。

厄介なことに、極右への方向づけは、左派への方向づけよりもはるかに容易に行為者を仕向けるのである。というのは、強固さ、厳しさをまったくもたず、また、指導性も支配ももたないでは国家というものは、およそ成り立たないからである。

「……というのは、国家は自立性と権力を具体化するからである。『左派』の政府もそれを逃れることはできない。……これは、国家と右派への方向性がその出発方向を同じくしていることの必然的結果である。国家は常に右なのである」(Frehsee, 1993, S. 264)。

二五 このようにみてくると、新しい極右過激派少年暴力は、実際には、周縁性とは全く別物である。それは、いずれにせよ、よく言われる行為者の態度を理由とするのではない。というのは、この行為者の態度は、社会の中心の代表的部分がつそれと一致しているからである(南ドイツ新聞の一九九四年一月一五・一六日号の Pranti 参照)。他方、さらにその行為者集団を、上述の価値・規範基準で評価した場合にも、彼らは、『周縁性』という診断を受けない。というのは、彼らは、確かに、既に見たように周縁部分ではあるが、『社会的に』——これはとりわけ物的に

不利な状況という意味で理解されるのであるが——生活しているからである。もしかすると、彼らが、それ以上に深刻な貧困であるときに『のみ』周縁者となるのであろうか？

四 貧しい貧困者

二六 ここで議論すべき最後の集団に関して前もって掲げておいた組み合わせ——『住所不定者および浮浪者、失業者、その他の貧困者』(上述六)——から上位概念として貧困がでてくる。実際、貧困は、決定的な共通のメルクマールとして浮かび上がる。住所不定者および浮浪者は、大部分重複している(物乞い Land-und Stadtstreicher, 安宿浮浪者 Penner, ヒッピー Gannler など)が、周縁現象として街頭および広場でかなり頻繁に見られるし、また、零落した者(Heruntergekommenensein)の中にも見られる。定まった住居を持たずあちこち移動するシンチおよびローマは(都市郊外、鉄道線路の間で)車を環状に並べて生活しているが、彼らも社会の貧困者に属する——そして、もし彼らがそうではなくて、例えば、裕福な商人として国内を走り回っている場合であっても、本当に彼らは社会的周縁者なのであろうか？ また、なぜ失業者は社会的周縁者となるのだろうか？ 確かにそれは、彼らは何もしない(そして、それでも生計を『得る』ことができる)からではなくて、彼らは、まさにその理由で、極めてわずかの生活物資しかもたないからである。すべては、結局社会的周縁性の中心的メルクマールである『物質的な負因』(materielle Benachteiligung)からでてくる(上述五)。その場合にさらに機能するメルクマール『社会生活への関与の少なさ』は、ここでもまた、物的欠乏のために関与しようとし、ない、というよりも、まずは関与できないことと

して現れるのである（上述五）。

貧困は、より広い概念である。例えば、失業を同義語と考えれば、ドイツでは、四〇〇万人（確かにそれから余り違わない数）の失業者、すなわち国民の約五％がこれにあたる。しかし、この数値は、労働能力のある成人国民（しかもここでは主に男性の）に関するものであるから、失業者の割合は少なくとも全体の七％にのぼるであろう（部分的に東側のラントでは二倍をはるかにこえる数値となろう）。しかし、この規模の国民は、もはや『周縁集団』とはいえないだろう。というのは、これほど多くの社会的周縁者というのは——そして、経済的好景気もまた失業を『構造的に』もつであらうから、これは継続するであらう——社会のアイデンティティーそのものを変えてしまうであらうからである（上述三）。

二七 次にもう少し狭い貧困との結節点は、社会扶助給付に依存していることである。社会扶助は、経済的に最低限度の生活を提供する。法律は、生活維持のために行われる援助は、『わが国の賃金労働者失業給付金の手取り額』に『適切な差』が保たれる程度に低くされねばならないことを要求している（連邦社会扶助法第二三条）。社会扶助受給者——例えば、社会保険及び失業保険から排除された者も——は、従って、実際に『貧困』である。この点で、現状はどうなっているのであろうか？

最近は、貧困のかなりの増加によって特徴づけられる。

「一九八七年から一九九一年の間に、西ドイツで社会扶助を請求しなけりばならなかつた者の数は、約二二〇万人から約三二〇万人に増加した。言い換えれば、国民全体に占める割合は、三・七％から四・七％に増加した。……貧困に該当する者の構成も、最近明らかに変わってきている。例えば、六〇年代には、社会扶助受給者の約三分の二が主に五〇歳を超える年齢層の女性だった。……これに比べ、今日では、女性とほとんど同じくらい多数の男性が社会

扶助を受けている。しかし、とりわけ社会扶助受給者の年齢構成は、急激に変わってきた。九〇年代に入って、児童、少年、年長少年が支配的になってきている。七歳から二〇歳までの社会扶助受給者の数は、一九八〇年から一九九一年の間に、二・八%から六・九%に増加した」(Pfeiffer, 1993, S. 8)。

この『貧困の低年齢化 (Infantilisierung)』(v. Wolfersdorff, 1993 S. 9) は、さらに明らかになってきている。

「七歳以下の第二子は、一九九〇年に一時的にあるいはかなり以前から社会扶助世帯において増加している。……一五歳以下の子どもを持つ単身養育者(ほとんど専ら女性)は、二一・三%で最も高い社会扶助受給率を示している。……一八歳までの児童及び少年のほぼ八%が、一九八九年に(旧連邦共和国)社会扶助受給者であった。言い換えれば、今日一〇〇万人以上の若年者が社会扶助で生活しなければならず、二〇〇万人以上の人が、両親あるいは片親が失業状態である世帯で生活しなければならない。また、約五〇万人は、不定住者用住宅 (Obdachlosensiedlung) もしくは極めて劣悪な狭い居住状況の下で生活している。『街頭で生活している』児童あるいは少年の数は、

特に大都市の人工密集地域で増加している……」など (v. Wolfersdorff, 1993, S. 9f)。

社会扶助の必要性を示すこのような状況は、ドイツでは、一般に失業状況ほど知られていない。しかし、この状況は、貧困者という周縁集団の犯罪にとっても重大な拠り所となっている。というのは、気の重くなるような量的な増加の背後には、時が経つにつれて、絶えず繰り返される多くの貧困体験があるからである。より多くの、また、より若い同胞が、『仕事とパン』をめぐる益々厳しくなっていく競争の中で挫折していつている。一九六〇年より一九六九年に誕生した者のうち約一五〇万人の若者が一九八〇年代に教育を終了しないままであった (v. Wolfersdorff, 1993, S. 11)。若い人達は、その母親や両親(あらゆる社会扶助受給者の多数が相変わらず女性である)が、最低限度の生活を超えてはいない、それゆえ、自立もできておらず、子ども達に(たいていの)他の者がもっているものを

提供することができないでいる、ということを知っている。心理的感情的な剝奪感は、物質的——社会的な剝奪感と
 なって現れる (vgl. Sessar, 1993, S. 112f)。受刑者や希望を失った薬物依存者に見られるように、自尊心の代わり
 に、自己無価値感情が生まれてきている。結局、自分は『汚いゴミ』だと考えている。心理的な剝奪感に続くのは、
 階層の低下、すなわち社会的に軽蔑される者という下層への下降である。——端的に——心理学理論 (Leontjew
 1982)は主張する。「私に君のやっていることを話してみなさい、そうすれば、君が何者であるかを話してあげよう」
 と。貧しい貧困者は、両方に答えねばならない。「いやだ！」

二八 「確かに、これは、それ自体考えると、この集団の非行の危険性という特別な問題について何も述べてはい
 ない」(v. Wolfersdorff, 1993, S. 11)。

こうして、失業者の犯罪についての経験的研究は、これまでかなり曖昧な確認、すなわち、確かに『一般的関連』
 はあるが、『条件となる変数の問題がほとんど不明確』なままである (Eisenberg, 1990, S. 844f) ということでしか
 なかった。社会扶助受給者の数がそれを示しているように、非常に厳しい貧困への進展は、この関連をより密接なも
 のへと結びつけうるであろう。

「経験的調査からうかがえることだが、両親の貧困化のもとで、少なくとも子どもも両親と同じように、苦勞して
 いる」(v. Wolfersdorff, 1993, S. 10f)。

従って、『貧困の低年齢化』という標語は、犯罪学の観点からは、その貧困な状態から犯罪行為を行う高い危険性
 が生じる年代が彼らの年代にあたる、ということを意味する。

「西ドイツにおいて一四歳から二〇歳までのドイツ人で有罪とされた者は、窃盗犯に関して言えば、この三年間で
 二〇%増加した。外国人の少年及び年長少年 (社会扶助受給者である外国人は、一九八七年から一九九一年にかけて

九%から一五%に増加している)のそれは、四五%増加した。従って、窃盗犯罪は、最も明白に貧困に該当する国民層において、最も顕著に増加している。しかも、定まった住居をもたない容疑者の数は、一九八九年から一九九二年の間に約三万八千人から九万二千人に増加している」(Pfeiffer, 1993, S. 8f)。

ここで述べられた社会的周縁者の犯罪は、確かに、以前から周知のものである。すなわち、それは、主に男性によるもので、これまでのところまだ、暴力に至らない、『機会』を利用した、代償的な困窮犯罪である。思い起こすと、八〇年以上前、すなわち一九一一年六月に、ミュンヘンで当時の少年犯罪の増加について会議がもたれたとき、その原因としてまずあげられたのは、「穀物価格の上昇であり、それが、貧困の拡大によって、成人および少年の犯罪の増加ももたらした」とされた(Münchener Stadtanzeiger v. 30. 12. 1993, S. 10)。ここでは、今日の拡大したドイツにおける『新しい』貧困が、どの程度、当時のドイツ帝国における周縁性の通常状態と合致するのか、ということ考察する余裕はない。いずれにせよ、今日の貧困犯罪の増加は、全体犯罪の中でその意義が増しつつある一局面である。

二九 この問題の最後に、——最近の少年暴力のところでもそうしたように(上述二四)——周縁性の道徳的側面に目をむける必要がある。ここでも、社会的価値や規範の(低いあるいは拒絶的な)『承認』と関係しているのであるか? これについて、かなり一般的な主張である二人の極めて対立的な立場を引用しておこう。

一方では学習理論的な観点から、

「逸脱行為をする人々によって形成される周縁集団は……、犯罪者として特定の行為を示す人々である。この行為様式との接触の中で経験をつんだ者は、他のより若い者をその中で教育していく、そして、その行為様式を身につけていくように援助する」(Kaiser u.a. 1985, S. 270 (Haferkamp))。

他方ではコントロール理論の観点から、

「ステイグマの構想は、……いくつかの新しい逸脱理論の中心となっている。……その適用可能性と成功可能性が、やがて一連の研究において……とりわけ多数の周縁集団の場合に——例えば、浮浪者、養護学校の生徒、知的・精神障害者、薬物常用者において証明された」(Kaiser u.a. 1993, S. 498 (G. Albrecht))。

この二つの引用が、『犯罪学小辞典 (Kleines Kriminologisches Wörterbuch)』の二つの連続した版においてそれぞれ最も重要な周縁集団の記述であることは興味を引かずにおかない。確かに、そこから、『内側からの』規範逸脱としての自己による定義にかえて、『外側からの』集団の第三者による定義を目ざしたステイグマの観点に優位を与えるにちがいない。しかし、たとえそうであるとしても、まさにこの観点の中には、『支配的な』価値や規範の『承認』の問題に対する答えはない——そのような価値や規範からの逸脱というのは、集団にとっては、確かに、支配者の側から加えられるもの——すなわち、貧困者自身の規範的意識に関しては一種のブラック・ボックスにとどまるのである。

三〇 そして、このブラック・ボックスは、疑いなく空であると、ここでは推測される。勿論、それは、貧困者の周縁集団がいかなる価値や規範ももたない、また、逸脱ということも無いということの意味するものではない。いま述べた彼らの困窮犯罪は、まずは、何らかの価値や規範に方向づけられるものではなく、すなわち、やましい心や良心を生み出すような価値や規範に方向づけられているものではなく、事実上の困窮状態そのものに方向づけられているのである。この周縁集団の決定的なメルクマールとしての『物質的な負因』が事実上あまりにも重荷になっている場合には、価値や規範は簡単にその機能を失ってしまう。彼らは、逸脱行為を思いとどまる『良心の咎め』をもたないし、行為を容易にするために、何かあることから『逸脱する』必要もない。

五 結論としてのテーゼ

三一 最後に、これまでの考察の結論(上述一一、一五、二三、二八)を、それらがさらなる議論の扉を開くように、五つのテーゼに要約してみよう。これまでの考察によれば、重要なのは、確かに、「社会的周縁者の犯罪とはどのようなものか?」という問題ではなく、むしろ、周縁集団の犯罪を説明するのに、周縁性という概念はいかなる可能性をそもそももっているのか、という問題である。

三二 (一) 社会的周縁性という三つの定義づけのメルクマール、すなわち、

—— 社会生活への参加の負因

—— 物質的生活益の負因

—— 価値及び規範領域における負因

のうち、「物質的負因」が極めて重要な意義をもつことが明らかにされた。これは、貧困者のみならず、ここで検討したすべての周縁集団に妥当する。とりわけ貧困であるということによって(そして、その限りで)『社会的周縁者』であると印象づけられる精神病患者、受刑者および前科をもつ者にも妥当する。収容された精神病患者が、自由刑受刑者よりも貧困であることも偶然ではない。

(二) 社会的参加あるいは分け前についての負因は、物質的な周縁者集団の人々の場合には、それぞれの困窮状態に依存している(上述二六)。このことは、物質的な負因がなければ、そのような参加の問題は存在しない、ということの意味しない。困窮状態にない社会的下位集団が全体社会そのものによって区別される場合には、例えば、文化衝

突モデルが適切な解釈を用意している。そして、社会的下位集団が彼らの側で全体社会から区別される場合には、周縁者集団の問題ではなく、少数者保護の問題が出てくる。

(三) 逸脱した価値および規範システムあるいは支配的価値および規範の不承認もしくは不十分な承認という定義づけのメルクマール(上述二四)は、不必要である。というのは、現実には、支配的な集団規範から逸脱する集団規範が存在するか、あるいは、支配的な集団規範と全く対立する集団規範が存在するかのどちらかであるからである。従って、問題は、文化衝突の視座にも関連する副次文化である。しかし、下位集団が、まず、その集団規範によって特徴づけられるのではなくて、その物的な困窮によって特徴づけられる場合には、貧困に比べて、価値衝突や規範衝突は後退する(上述三〇)。例えば、受刑者は、この方法では、一方では、施設内の、職員をも含めた『刑務所文化』が問題となる限り、副次文化として理解され、また同時に、全体社会との関係で貧困という地位が語られるかぎりにおいては周縁者集団としても理解される。精神病患者そして精神薄弱者は、病気のために、規範警告に関してはとも射程範囲内にいない、というのは疑わしい。

(四) 周縁集団のなかで通常理解されることは、外部からの定義——第三者による定義——がおのの自己定義をはるかに凌駕することである。これが最も明白になるのは、周縁集団のテーマそのものをはじめて関心あるものとする反社会性、非行、犯罪が問題として提起される場合である。『社会的周縁者の犯罪』というテーマも、予め定められた関連のこの結び付きから生まれている。そして、その点では、行為の評価を意図し、そこから社会的統制を説明する犯罪学の分析視座(Zuschreibungsansätze)(定義、象徴、ラベリングなど)の個別事例に他ならないと考えられる。しかし、同様の評価は、——ここで見たように——周縁性をとりわけ貧困と結び付ける場合にも、行われている。清貧は、確かに、修行僧の価値ではあっても、社会的状態としては、無価値である。君の社会において社会的周

縁性と考えられているものを私に語れば、私は、それが社会にとって何であるかを君に語ろう。

リトアニアでついこの間、少年犯罪に対する処分に関して議論(口頭での報告)をした。以前のソビエト連邦であるここでも少年犯罪は、政治的転換後、大きく増加していた。というのは、新しい自由、独立、そして経済的な西側化が、国民の大部分に大きな貧困をもたらしたからである。刑事訴追は厳しくされるべきであろうか？ 提案の一つはまさに逆を向いていた。政治的な『決定者』が経済的な困窮状態を引き起こしたのである。それゆえ、経済状態が再び改善されるまでの間、この機関に対して刑法が発動されるべきである、と。

(五) われわれが、一貫して、『社会的周縁性』をそれに代えて全く評価から自由にとらえようとするならば——例えば、われわれがそれを循環論法的に貧困と一つのものとすることによって——、その概念は、極めて内容のないものとなるだろう。少なくとも、犯罪を説明する長所をもつ概念として、社会的周縁性は、その場合にはもはや何の役にも立たない。というのは、それは、物質的困窮と犯罪との関係についての犯罪学の認識や説明の全体にとって、単なる話の方法 (*façon de parler*) にすぎないと思われるからである。これが、薬物犯罪や外国人犯罪にも妥当するかどうかは、確かに、興味をそそる問題である。私のテーマである周縁集団についての結論は、私が、これについて犯罪学の文献の中に見出した幾つかの確認と一致する。

すなわち、われわれは、周縁集団に固有の犯罪が存在するかどうかという問題を、余りにも一般的に提起されたものであるという理由で、否定せざるを得ない (Kaiser, 1988, S. 577)。

また、この問題が否定されるのは、単にその一般性という理由からだけではなく、それがまさに犯罪学の構成物であるかぎり、周縁性そのものが、誤った構成物として証明されているからである。

三三 最後に、もはやわれわれの概念にとって名誉回復は存在しないのであろうか？ もしかすると、『社会的周

『縁性』は、實際上、行為者状況ではなくて、社会的な被害者状況を反映するものではなからうか？ 被害者学概念として、『社会的周縁性』は根拠のあるよりよいチャンスをもたないだろうか。このパースペクティブにおいて、『社会的周縁性』は、もちろん、——インド大陸の二千五百万人もの搾取された子どもたち (Spiegel 47 / 1993 S. 186ff) / ラテンアメリカにおけるさらに何百万人もの見捨てられた人々 (Abandonados) / アメリカの大都市の街頭における『ホームレス』と比較すると——周縁にすぎない (ノ) のだが、ドイツにおける新しい貧困と関係をもっているのではなからうか。そのような標語は、実際に『社会的周縁』で生活することが何を意味するのかを予想させる。そして、それは、社会的周縁性というテーマについてのわれわれの思考が自らは社会の中心にできるかぎり近いところをいいたいという願望にいかにも強く刻印づけられているかということをくり返し示しているのである。

Literatur :

- AE= Alternativentwurf eines Strafgesetzbuches, Besonderer Teil I, (J. BAUMANN, A.-E. BRAUNECK, u.a.), Tübingen 1970
 BARTHEES, R., Das Reich der Zeichen, Frankfurt / M. 1981
 BÖKER, W., & H. HÄFNER, Gewalttaten Geistesgestörter, Berlin-Heidelberg-New York 1973
 BRAUNECK, A.-E., Zu Lombrosos Methode, in : MschrKrim 1961, 230 ff
 BREYMANN, K., Jugendgewalt als Antwort auf die Wende, in : DVJJ 1993, 29 ff
 CREMER-SCHÄFFER, H., Gefährliche Rituale, nützliche Mythen, in : KrimJ 1993, 3 ff
 DERN, H., Menschenhandel, Gesellschaft und Polizei, in : MschrKrim 1991, 329 ff
 DEUTSCHES JUGENDINSTITUT (DJJ), Hg., Gewalt gegen Fremde, München 1993
 DÖRNER, K. & U. PLOG, Irren ist menschlich, 6. Aufl., Bonn 1990
 EISENBERG, U., Kriminologie, 3. Aufl., Köln pp. 1990
 ELIAS, N. & J. L. SCOTSON, Etablierte und Außenseiter, Frankfurt / M. 1993
 FR= Frankfurter Rundschau

- FREHSEE, D., Zu den Wechselwirkungen zwischen (Kriminal-) Politik und Gewalt Jugendlicher vor rechtsextremistischem Hintergrund, in : KrimJ 1993, 260 ff
- FREHSEE, D., Zur Abweichung der Angepaßten, in : KrimJ 1991, 25 ff
- GÖPPINGER, H., Kriminologie, 4. Aufl., München 1980
- HARTFIEL, G., Wörterbuch der Soziologie, Stuttgart 1972
- HEINE-WIEDENMANN, D., Konstruktion und Management von Menschenhandels-Fällen, in : MschrKrim 1992, 121 ff
- HEINZ, W., Neues zur Diversion im Jugendstrafverfahren, in : MschrKrim 1993, 355 ff
- HEITMEYER, W., Soziale Desintegration und Gewalt, in : DVJJ 1992, 76 ff
- HEITMEYER, W., et. al., Die Bielefelder Rechtsextremismus-Studie, Weinheim-München 1992
- KAISER, G., Kriminologie, 2. Aufl., Heidelberg 1988
- KAISER, KERNER, SACK & SCHELLHOSS, Kleines Kriminologisches Wörterbuch, 2. Aufl., Heidelberg 1985, 3. Aufl., Heidelberg 1993
- KATOH, H., Zu politisch motivierter Frauenkriminalität, in : P.-A. ALBRECHT et al., Hg., FS f. H. SCHÜLLER-SPRINGORUM, Köln pp 1993, 173 ff
- KAUFMANN, Hi., Kriminologie I, Stuttgart pp 1971
- KERNER, H.-J., Hg., Kriminologie-Lexikon, 4. Aufl., Heidelberg 1991
- KERSTEN, J., Street Youth, Bosozoku, and Yakuza : Subculture, Formation and Societal Reactions in Japan, in : Crime & Delinquency 1993, 277 ff (1993a)
- KERSTEN, J., Hift der Praxis eine Überdosis von Begriffsballaststoffen bei der Verdauung der "Neuen Jugendgewalt" ?, in : DVJJ 1993, 38 ff (1993b)
- KÜHNE, H.-H., & K. MIYAZAWA, Kriminalität und Kriminalitätsbekämpfung in Japan, 2. Aufl., Wiesbaden (BKA) 1991
- KRUMSIEK, R., Das Drogenproblem im Strafvollzug, in : ZfStrVo 1992, 306 ff
- LAMNEK, S., Ausländerfeindlichkeit als Syndrom. in : P.-A. ALBRECHT et al., Hg., FS f. H. SCHÜLLER-SPRINGORUM, Köln pp 1993, 91 ff

- 概
 概
 LAMNEK, S., Sozialisation und Kriminelle Karriere, in : SCHÜLLER-SPRINGORUM, H., Hg., Mehrfach auffällig, München 1982
 LAMNEK, S., Sozialwissenschaftliche Arbeitsmethoden, 1. Aufl., Weinheim pp 1980
 LAMOTT, F., Alltagsmythen und Politik, in : P.-A. ALBRECHT et al, Hg., FS f. SCHÜLLER-SPRINGORUM, Köln pp 1993, 123 ff
 LEONTJEW, A., Tätigkeit-Bewußtsein-Persönlichkeit, Berlin (DDR) 1979
 NICKOLAI, W. & J. WALTER, Rechtsorientierte gewalttätige Jugendliche in-und außerhalb des Strafvollzugs, in : ZfStrVo 1994, 69ff
 PFEIFFER, C., Kriminalitätskontrolle-Wege aus der Sackgasse, MaschMs 1993
 QUENSEL, S., Wie wird man kriminell ?, in : KritJ 1970, 375 ff
 REMSCHMIDT, H., Zyklen der Gewalt : Anmerkungen zur Gewalttätigkeit junger Menschen, in : Deutsches Ärzteblatt, Oktober 1993, 29 ff (1993a)
 REMSCHMIDT, H., Der jugendliche psychisch kranke Straftäter, in : P.-A. ALBRECHT et al, Hg., FS f. H. SCHÜLLER-SPRINGORUM, Köln pp 1993, 359 ff (1993b)
 SCHNEIDER, P., Erziehung nach Mölln, in : DVJJ 1993, 270 ff
 SCHNEIDER, W., Kontrollierter Gebrauch illegaler Drogen als selbstregulierende Schadensbegrenzung, in : MschrKrim 1994, 178ff
 SCHÜLLER-SPRINGORUM, H., Kriminalpolitik für Menschen, Frankfurt / M. 1991
 SCHUMANN, K.F., Schutz der Ausländer vor rechtsradikaler Gewalt durch Instrumente des Strafrechts ?, in : StV 1993, 324 ff
 SCHWIND, H.-D., Kriminologie, 5. Aufl., Heidelberg 1993
 SCHWIND, H.-D., Kriminologie in der Praxis, Heidelberg 1986
 SCHWIND, H.-D., Verbrechen und Schwachsinn, in : R. SIEVERTS & H.-J. SCHNEIDER, Hg., Handwörterbuch der Kriminologie, 2. Aufl., Berlin-New York 1975, Bd. III, 445 ff

SCHWIND, H.-D., & J. BAUMANN, Hg., Ursachen, Prävention und Kontrolle von Gewalt, Berlin 1990, Bd. I

SESSAR, K., Ausländer als Opfer, in : P.-A. ALBRECHT et al., Hg., FS f. H. SCHÜLLER-SPRINGORUM, Köln pp 1993, 111

ff

SZ = Süddeutsche Zeitung

WEISS, M., Zum Umgang mit rechtsradikalen Straftätern im Jugendstrafvollzug, in : ZfStV 1993, 231 ff

V. WOLFFERSDORFF, C., Lebenslagen junger Menschen - Zur Armutsentwicklung in Deutschland, MaschMs 1993

[付記]

本講演は、昨年四月二十七日に法学部大会議室において、本学部国際交流基金および法政学会の援助を得るとともに刑法学会九州部の協力も得て開催されたものである。H・シューラー=シュプリングホルム教授は、改めて紹介するまでもなく、ミュンヘン大学で永らく犯罪学を担当されていたが、現在は名誉教授であられる。昨年四月、日独刑事法コロキウム（東京、京都）のために来日された機会に、ミュンヘン大学法学部と交流のある本学部にお招きし、御講演いただくことができた。長時間の講演および質疑に加え、講演後の懇親会でも楽しい歓談の中心なって下さった教授の親切で温かいお人柄に敬服したのは訳者だけではないであろう。なお、私事にわたるが、昨年八月にブレーメンで開かれた国際少年裁判官会議に出席するため渡独した折に、ミュンヘンのご自宅を訪問し、再会の機会を与えられたことも大変幸いであった。ここに訳出した原稿は、その際、私に手渡されたもので、日独刑事法コロキウムのために用意されたものと基本的に同一であるが、一部割愛された部分がある。また、本学部での講演は、時間の関係で、本稿のほぼ半分に圧縮された。

最後に、H・シューラー=シュプリングホルム教授の九州大学訪問に際して、宮澤浩一教授、西村重雄教授をはじめ多くの諸先生にお世話になりました。厚く御礼申し上げます。